

令和5年度紫波運動公園内施設等使用申込要領

1. 申込みを受付ける事業等

- (1) 紫波町体育協会に加盟する団体が主催する競技大会及び講習会、研修会等
- (2) 紫波郡内を対象とした競技大会及び講習会、研修会
- (3) 岩手県大会及びそれに準ずる競技大会及び講習会、研修会
- (4) 紫波町体育協会です前確保が必要と判断した大会（申込み時要相談）

2. 使用申込みを受付ける施設

- (1) 紫波町総合体育館大アリーナ（主競技場）
- (2) 紫波町総合体育館小アリーナ（柔剣道場）
- (3) 紫波町総合体育館第二会議室
- (4) 紫波町総合体育館第三会議室
- (5) 紫波町使用体育館研修室
- (6) 紫波運動公園野球場
- (7) 紫波運動公園陸上競技場
- (8) 紫波運動公園テニスコート
- (9) 桜町河川グラウンド（野球場・ソフトボール場・サッカー場）

※総合体育館全館（大・小アリーナ、研修室、会議室）貸切希望の場合でも、その他施設（幼児高齢者体育室、トレーニング室、卓球室）は一般開放する。

3. 使用申込みを受付ける期間

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 紫波町総合体育館 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| (2) 紫波運動公園野球場 | 令和5年4月15日～令和5年11月14日（予定） |
| (3) 紫波運動公園陸上競技場 | 令和5年4月下旬～令和5年11月14日（予定） |
| (4) 紫波運動公園テニスコート | 令和5年4月1日～令和5年11月30日（予定） |
| (5) 桜町河川グラウンド | 令和5年4月15日～令和5年11月30日（予定） |

※屋外施設はグラウンド状態等により受付期間が変更となる場合があります。

※災害等が発生・予見され安全が確保出来ないと判断した場合、感染症の感染拡大により緊急事態宣言等が発令された場合は、予約を取り消す場合があります。

4. 使用申込みの方法

- (1) 令和5年度紫波運動公園内施設等使用申込要領及び紫波運動公園内施設及び紫波町総合体育館使用上注意に同意の上、所定の使用申込書の様式により、必要事項をすべて記入して申し込みください。
- (2) 提出締切日 令和5年2月1日（水）
- (3) 申込書送付先及び問い合わせ先

紫波町総合体育館

〒028-3307 紫波郡紫波町桜町字下川原100番地

電話 019-676-2650 / FAX 019-676-2574

5. 施設使用調整会議期日

- (1) 日 時 令和5年2月19日(日) 午前10時より
- (2) 場 所 紫波町総合体育館研修室

6. 申込みが競合した場合の優先順位

- (1) 紫波町体育協会・紫波町・紫波町教育委員会の主催事業
- (2) 教育関係団体主催事業
- (3) 上記(1)、(2)以外のものについては過去の利用状況を加味した上で当該者同士での協議とする

7. 申込み上の留意事項

- (1) 利用調整会議終了後、所定の使用許可申請書を令和5年3月31日(必着)までに提出し、使用料は使用の1週間前までに納入いただきます。なお、請求書払いまたは振込を希望される場合は1ヶ月前までにご相談ください。
- (2) 期限までに申請書の提出がない場合は予約を取り消しとさせていただきます。また、使用のキャンセルがある場合は令和5年3月31日までに申し出てください。
- (3) 使用をキャンセルする場合は、速やかに申し出てください。また、使用希望日2ヶ月以内のキャンセルについては、以下のキャンセル料を申し受けます。
使用料 100%、設備使用料 0%
※天候、グラウンド状況等によるものはこの限りではありません。

8. 注意

- (1) 利用の際、主催者はスポーツ庁や岩手県の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを確認の上、感染防止対策を徹底するようお願いいたします。
- (2) 車での来場者が多い場合は、総合体育館施設貸出しの担当と事前に協議の上、必ず利用団体で駐車場係の人員配置をして車の誘導をお願いします。(普通車約158台、大型6台。河川グラウンド内には車の乗り入れを禁止します。)また、施設の利用がない場合でも駐車場の確保ができない場合は予約の受付が出来ない場合があります。なお、駐車場内における事故等について当協会では一切責任を負いません。
- (3) 使用中の施設及び物品の破損や利用者に事故等があった場合は、速やかに総合体育館事務室に申し出てください。
- (4) 総合体育館の開館時間は8時30分、利用時間は9時から21時までとなっています。9時以前または21時以降の利用を希望する場合は申請書に記載ください。なお、使用料は時間外使用料となります。また、対応しかねる場合があります。
- (5) 石灰、ラインテープ等の消耗品は利用者で必ず用意し、借用物品がある場合は申請書と同時に所定の「物品借用申請書」を提出してください。
- (6) 紫波運動公園(野球場、陸上競技場、テニスコート)、河川グラウンドは悪天候等によるグラウンドコンディション不良の場合、貸出しをお断りする場合がございます。
- (7) 各施設利用後は、モップがけ、グラウンド整備を必ず行い、使用前の状態に戻してください。なお、借用時間内で会場準備及び清掃整備を行っていただくようお願いします。
- (8) 使用にあたって、別紙「紫波運動公園内施設及び紫波町総合体育館使用上注意」を厳守してください。